

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度大潟村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	23,391千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	437,694千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	99,118	13,950			6,561	78,607
	障害者福祉事業	56,437	39,619			1,296	15,522
	高齢者福祉事業	56,052	263	11,472	44	3,411	40,862
	児童福祉事業	50,780	44,620			475	5,685
	小計	262,387	98,452	11,472	44	11,743	140,676
社会保険	国民健康保険事業	17,032	10,465			506	6,061
	介護保険事業	38,853	346			2,967	35,540
	後期高齢者医療事業	38,325	6,254			2,471	29,600
	小計	94,210	17,065			5,943	71,202
保健衛生	疾病予防対策事業	52,533	3,537		3,508	3,504	41,984
	診療所事業	28,564				2,201	26,363
	小計	81,097	3,537		3,508	5,705	68,347
合計		437,694	119,054	11,472	3,552	23,391	280,225